

令和6年第5回上毛町議会臨時会会議録

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和6年12月26日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 渡辺哲也 2番 大石光一 3番 高西正人 4番 岩花寛之

5番 廣崎誠治 6番 宮本理一郎 7番 宮崎昌宗 8番 峯 新一

9番 三田敏和 10番 茂呂孝志 11番 田中唯登志 12番 荒牧弘敏

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 永野英憲・ 会計管理者 円入忠義

総務課長 熊谷豊司・ 長寿福祉課長 園田秀秋・ 建設課長 堀 綾一

総務係長 出口智樹

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 山中秀之

議会事務局 中森博之

○議事日程

令和6年第4回上毛町議会臨時会議事日程

令和6年12月26日 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第51号 上毛町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第52号 上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第53号 令和6年度上毛町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 7 議案第54号 令和6年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第55号 令和6年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第56号 令和6年度上毛町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第57号 令和6年度上毛町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○ 会 議 の 経 過

開会 午前10時00分

○議長（荒牧弘敏君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して御着席願います。礼。

ただいまの出席議員は全員です。

開会前ですけど、運営資料の訂正がありますので、局長のほうから説明いたします。

○議会事務局長（山中秀之君）すいません。お手元の運営資料の2でございますが、議事日程につきまして、3番目の議案審議でございます。日程第4、日程第5、議案第51号、議案第52号でございますが、議案第51号のほうが一般職の給与条例になっておりますが、正しくは特別職です。特別職が先になります。議案第51号につきましては特別職、議案第52号につきましては一般職ということでございますので、訂正をお願いいたします。大変申し訳ございません。

以上でございます。

○議長（荒牧弘敏君）大変申し訳ございません。訂正の方、よろしくをお願いいたします。

それでは、ただいまから令和6年第5回上毛町議会臨時会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配付の運営資料のとおりです。

○議長（荒牧弘敏君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員に、9番 三田議員、10番 茂呂議員を指名します。

○議長（荒牧弘敏君）日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。

岩花委員長。

○4番（岩花寛之君）皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

12月23日付で議長から第5回臨時会の運営について諮問を受け、本日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程（案）のとおり決定いたしました。

会期は本日1日とすることが適当であると決定いたしましたので報告します。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（荒牧弘敏君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の答申のとおり、本日1日と決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

○議長（荒牧弘敏君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に提出された議案は、町長から条例改正2件、補正予算5件の7案件であります。

お手元に配付しています運営資料の議事日程を御覧ください。

本日の日程は、町長提出案件の議案を一括上程し、町長から提案理由の説明を受け、引き続き議案内容の説明を受けた後、質疑を行います。質疑が終了した後、討論、採決を行いますので、御了承ください。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長に出席の要求をいたしましたところ、お手元に配付の名簿のとおり説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（荒牧弘敏君） これから議案の上程を行います。

議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第4、議案第51号、日程第5、議案第52号、日程第6、議案第53号、日程第7、議案第54号、日程第8、議案第55号、日程第9、議案第56号、日程第10、議案第57号、以上7件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君） 皆様、おはようございます。

本日ここに令和6年第5回上毛町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用の中、万障お繰り合わせの上、御参集いただき、厚くお礼申し上げます。

それでは、これより提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提出しております案件は、条例改正2件、補正予算5件の計7案件であります。順次、御説明をいたします。

議案第51号、上毛町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例について、及び、議案第52号、上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。令和6年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が12月17日に可決成立いたしましたので、本町の特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与について、人事院勧告に準じて所要の改正を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第53号、令和6年度上毛町一般会計補正予算（第8号）ですが、繰越明許費において、道路新設改良事業（ナガレ・堂ノ本線道路改良工事）の繰越しをお願いしております。

主な予算額としては、議案第51号並びに議案第52号で御説明いたしました常勤の特別職及び一般職の給与改定等に伴い、特別職及び一般職の給与等の補正をお願いしております。また、国の補正予算において打ち出された経済対策として要請されている物価高対策低所得者世帯支援給付金事業に係る経費を計上しております。

議案第54号、令和6年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第55号、令和6年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第56号、令和6年度上毛町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）、議案第57号、令和6年度上毛町簡易水道事業会計補正予算（第1号）の各特別会計補正予算につきまして、議案第52号で御説明いたしました一般職の給与改定等に伴い、各会計の職員の給与等について補正予算を計上するものであります。

以上、概略を御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議をいただき、御可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒牧弘敏君）提案理由の説明が終わりました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第4、議案第51号、上毛町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（熊谷豊司君） それでは、議案第51号について御説明いたします。

議案第51号、上毛町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について。

上毛町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年12月26日提出。上毛町長、坪根秀介。

理由でございますが、令和6年人事院勧告に伴い、本町常勤の特別職の職員の期末手当に関し所要の改正を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1条において、本年12月支給の期末手当の支給月数を0.05月引き上げ、1.275月とするものでございます。

第2条では、令和7年度以降の期末手当支給月数を6月と12月で均等にするため、それぞれの支給月数を1.25月とするための改正を行っております。

附則ですが、第1条による改正は公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用するものとしております。

また、第2条による改正は令和7年4月1日から施行することとしております。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（荒牧弘敏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） お尋ね申し上げます。

人事院勧告による引上げですから、これは有無を言うわけにはいきませんが、この時期に公務員の、特にボーナスに対してのアップを指示したという背景、大きな原因はどの辺にあると感じておりますか。

○議長（荒牧弘敏君） 総務課長。

○総務課長（熊谷豊司君） 人事において公務員の給与というのは、民間の給与と比べまして、それに対して変わらないようにするというのが趣旨でございますので、その調

査結果が出て、民間の給与水準と公務員がその時点で低かったということで、それに合わせて給与及びボーナス、期末勤勉手当を上げるということでございます。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第51号、上毛町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第5、議案第52号、上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（熊谷豊司君）それでは、議案第52号について御説明をいたします。

議案第52号、上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年12月26日提出。上毛町長、坪根秀介。

理由でございますが、令和6年人事院勧告に伴い、本町職員の給与に関し、人事院勧告に準じて所要の改正を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の

規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の1ページをお願いいたします。

第1条において、本年12月支給の期末手当及び勤勉手当について、それぞれ一般職員の支給月数を0.05月、再任用職員の支給額を0.025月数の引上げを行っております。

また、人事院勧告に準じまして、行政職給料表を若年層を中心に全体で2.76%引上げ改定を行っております。

議案書5ページをお願いいたします。

第2条では、令和7年度以降の期末勤勉手当支給月数を6月と12月で均等にするため、一般職員の期末手当の支給月数を1.25月、勤勉手当の支給月数を1.05月に、再任用職員の期末手当の支給月数を0.7月に、勤勉手当の支給月数を0.5月とする改正を行っております。

同じく附則のところでございますが、第1条の給料表の改正は令和6年4月1日から適用し、その他第1条の規定は令和6年12月1日から適用するものとしております。

また、第2条による改正は令和7年4月1日から施行することとしております。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）一般職の職員の給与の件ですけど、4月1日に遡って支給すると思うんですけど、差額の支給については年内支給に、明日とかに支給するんですかね。それとも月が明けてからですか。

○議長（荒牧弘敏君）総務課長。

○総務課長（熊谷豊司君）今、予定しておりますのは1月27日に支給するようしております。

○議長（荒牧弘敏君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）人事院勧告の報告の概要をちょっと見ているんですけど、配偶者に係る手当を廃止するというふうに記載しているんですけど、これは今回はしないんですかね。

○議長（荒牧弘敏君）総務課長。

○総務課長（熊谷豊司君）今回の人事院勧告が、先ほど御説明いたしました提案理由にもございましたが、可決が遅れた関係がございまして、まず給与表と期末勤勉手当、そして議員がおっしゃられる手当等々の改正につきましては、3月議会で提案するように予定しております。

○議長（荒牧弘敏君）岩花議員。

○4番（岩花寛之君）今回、一般職の改定なんですけれども、本町は一般職と再任用の職員の皆さん、それから会計年度の任用職員さんがいるかと思うんですけれども、再任用の方の分は今回の分でも改定がなされているんですけど、会計年度職員さんの分というのはどういうふうに取り扱いをされてらっしゃるのでしょうか。

あと、もしよければ、人数の構成というのが分かれば教えていただければと思います。

○議長（荒牧弘敏君）総務課長。

○総務課長（熊谷豊司君）会計年度任用職員につきましての2番目の人数につきましては、ちょっと今日持ち合わせはございませんが、予算書を見ていただければ分かるんですが、会計年度任用職員の分につきましても給与表の改定を行っております。給与表に準じて支給するようになっておりますので、一般職が変われば当然変わるということで、予算措置もしておりますし、上がるようになっております。

○議長（荒牧弘敏君）いいですか。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(荒牧弘敏君)全会一致。したがって、議案第52号、上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(荒牧弘敏君)日程第6、議案第53号、令和6年度上毛町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(熊谷豊司君)それでは、議案第53号、令和6年度上毛町一般会計補正予算(第8号)について御説明いたします。

令和6年度上毛町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,027万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億899万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正による。

令和6年12月26日提出。上毛町長、坪根秀介。

今回の補正予算の概要でございますが、繰越明許補正として道路新設改良工事(ナガレ・堂ノ本線道路改良工事)の追加のお願いをしております。

予算としては、主に先ほど御説明いたしました議案第51号及び議案第52号に関連し、本町常勤の特別職並びに一般職員、再任用職員及び会計年度任用職員の給与を令和6年人事院勧告に準じて改正するもの、及び物価高騰対策低所得世帯支援給付金事業に係る経費を計上しております。

4ページをお願いいたします。

7款土木費2項道路橋梁費の道路新設改良事業に、繰越明許費として1,850万円を追加しております。

9ページ以降、各款全般にわたり、特別職、一般職員及び会計年度任用職員の人件費について、1節報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費等及び各特別会計人件費に係る繰出金を総額で2,933万1,000円計上しております。

予算書の12ページをお願いいたします。

3節の職員時間外手当、10節需用費、11節役務費、18節負担金補助及び交付金に物価高対策低所得世帯支援給付事業に係る経費を総額で4,094万2,000円計上しております。

今回の歳入財源といたしましては、一般財源として普通交付税2,933万1,000円、特定財源として物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を計上しております。

以上、概略でございますが、議案の説明といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第53号、令和6年度上毛町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第7、議案第54号、令和6年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（園田秀秋君）それでは、議案第54号について御説明いたします。

議案第54号、令和6年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度上毛町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,220万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和6年12月26日提出。上毛町長、坪根秀介。

7ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費で、補正前の額1,230万4,000円に14万5,000円を追加し、予算総額1,244万9,000円とするものです。

人事院勧告に伴い、2節から18節合わせて14万5,000円増額しております。

歳入は6ページになります。

6款1項1目一般会計繰入金、4節職員給与費等繰入金を14万5,000円増額しております。

説明は以上でございます。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第54号、令和6年度上毛町国民健

康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君） 日程第8、議案第55号、令和6年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（園田秀秋君） それでは、議案第55号について御説明いたします。

議案第55号、令和6年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度上毛町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,957万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和6年12月26日提出。上毛町長、坪根秀介。

7ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費で、補正前の額577万3,000円に47万1,000円を追加し、予算総額624万4,000円とするものでございます。

人事院勧告に伴い、2節から18節合わせて47万1,000円を増額しております。

歳入は6ページになります。

3款1項1目事務費繰入金を47万1,000円増額しております。

説明は以上でございます。

○議長（荒牧弘敏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(荒牧弘敏君) 全会一致。したがって、議案第55号、令和6年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(荒牧弘敏君) 日程第9、議案第56号、令和6年度上毛町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(堀 綾一君) それでは、議案第56号について御説明いたします。

議案第56号、令和6年度上毛町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)。

第1条、令和6年度上毛町農業集落排水事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度上毛町農業集落排水事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款農業集落排水事業収益、既決予定額8,570万4,000円、補正予定額45万8,000円減額、計8,524万6,000円。

第2項営業外収益、既決予定額6,735万5,000円、補正予定額45万8,000円減額、計6,689万7,000円。

支出、第1款農業集落排水事業費用、既決予定額7,028万5,000円、補正予定額45万8,000円減額、計6,982万7,000円。

第1項営業費用、既決予定額6,735万円、補正予定額45万8,000円減額、計6,689万2,000円。

第3条、予算第7条中、第1号職員給与費791万3,000円を、第1号職員給与費745万5,000円に改める。

第4条、予算第8条中、2,611万4,000円を2,565万6,000円に改める。

令和6年12月26日提出。上毛町長、坪根秀介。

2ページ以降に、補正予算に関する説明書として、3ページに令和6年度上毛町農業集落排水事業会計補正予算実施計画、4ページに令和6年度上毛町農業集落排水事業予定キャッシュフロー計算書、5ページから7ページに給与費明細書、8ページから10ページに令和6年度上毛町農業集落排水事業予定貸借対照表をおつけいたしております。

12ページをお願いします。

補正予算に関する説明資料として、補正予算事項別明細書をおつけいたしております。

収入については、1款2項2目他会計補助金、1節他会計補助金、既決予定額2,611万4,000円に補正予定額45万8,000円を減額補正し2,565万6,000円とし、支出については、1款1項5目総係費、1節給料、2節手当、5節法定福利費、8節退職給付費に人事院勧告に伴う改定と配偶者の申告状況により扶養の見直しを行っておりますので、45万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）今、課長の説明の中で、扶養の見直しというので手当が減額になっておりますけど、配偶者が給与が多くなったということでしょうか。

○議長（荒牧弘敏君）建設課長。

○建設課長（堀 綾一君）配偶者が青色申告を行うようになったことに伴って、職員が扶養していたものを配偶者の方が扶養するようになったというものでございます。

○議長（荒牧弘敏君）いいですか。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君)賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君)討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(荒牧弘敏君)全会一致。したがって、議案第56号、令和6年度上毛町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(荒牧弘敏君)日程第10、議案第57号、令和6年度上毛町簡易水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(堀綾一君)それでは、議案第57号について御説明をいたします。

議案第57号、令和6年度上毛町簡易水道事業会計補正予算(第1号)。

第1条、令和6年度上毛町簡易水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度上毛町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款簡易水道事業収益、既決予定額1億3,038万3,000円、補正予定額19万円、計1億3,057万3,000円。

第2項営業外収益、既決予定額7,445万1,000円、補正予定額19万円、計7,464万1,000円。

支出、第1款簡易水道事業費用、既決予定額1億1,143万9,000円、補正予定額19万円、計1億1,162万9,000円。

第1項営業費用、既決予定額1億778万2,000円、補正予定額19万円、計1億797万2,000円。

第3条、予算第7条中、第1号職員給与費900万6,000円を第1号職員給与費919万6,000円に改める。

第4条、予算第8条中1,189万1,000円を1,208万1,000円に改める。
令和6年12月26日提出。上毛町長、坪根秀介。

2ページ以降に、補正予算に関する説明書として、3ページに令和6年度上毛町簡易水道事業会計補正予定実施計画、4ページに令和6年度上毛町簡易水道事業予定キャッシュフロー計算書、5ページから7ページに給与費明細書、8ページから10ページに令和6年度上毛町簡易水道事業予定貸借対照表をおつけいたしております。

12ページをお願いします。

補正予算に関する説明資料として、補正予算事項別明細書をおつけいたしております。

収入については、1款2項2目他会計補助金、1節他会計補助金、既決予定額1,189万1,000円に補正予定額19万円を補正し、1,208万1,000円としております。

支出については、1款1項4目総係費、1節給料、2節手当、5節法定福利費、8節職員退職給付費に、人事院勧告に伴い、19万円の補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第57号、令和6年度上毛町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）以上で本日の日程は全て終了しました。

令和6年第5回上毛町議会臨時会を閉会します。どうもお疲れさまでした。

閉会 午前10時36分